

主 文

我等は交通事故特別裁判法の即時制定を要求す。

理 由

我々交通労働者が交通事故のため裁判を受けるに當り、他の破廉恥罪同様の取扱ひを受くるは甚だ遺憾である。元來交通事故は労働過重(特に長時間に亘る労働)或は設備の不完全及び交通道德の欠如に基くことが多いのである。他の労働に従事する労働者においては毎日の労働過程に於て多少の過失があつたとしても、是に依つて直に處罰を受ける如きことは殆んど無い。等しく賃労働に従事するものが、斯かる差別的境遇に置かるゝことは不合理である。此のために交通事故特別裁判法を要求するものである。

實行方法

機會ある毎に之れを強調し、其法律的事項に關しては同盟法律部員を顧問として實際運動に着手すること其の一切の準備は新中央委員に一任。

労働組合法即時制定要求の件

全國労働組合同盟本部提出

決 議

本大會は左記要綱を具備する労働組合法の即時制定を要求す。

労働組合法要綱

- 一、本法に於て労働組合と稱するは労働條件の維持改善及其他被働者の共同利益の保護増進を目的とする被働者の團體又はその聯合を謂ふ。
- 二、本法の適用を受けんとする労働組合の代表者は組合規約を添へ主たる事務所所在地の地方長官に届出ることとを要す。
- 三、労働組合規約には左の事項を記載する事を要す。
 - (一)名稱 (二)目的 (三)主たる事務所 (四)組合の資格に關する規定 (五)組合員の加入脱退に關する規定 (六)組合の大會其他の會議に關する規定 (七)組合の執行機關並に其他役員の權限資格及任意に關する規定 (八)加入金及組合費並に會計に關する規定 (九)組合規約の變更に關する規定 (十)組合の聯合及合併に關する規定
- 四、労働組合並に其の事業に對しては諸税を賦課せず。
- 五、労働組合は労働爭議につき、役員其他組合員が他人に加へたる損害を賠償する責に任せず。
- 六、雇主又はその代理人は労働組合員たる故を以て被働者を解雇する事を得ず。雇主又はその代理人は被働者を労働組合に加入せざる事、又組合より脱退する事を雇傭條件となす事を得ず。
- 七、労働組合が雇主又はその團體と労働協約を締結したる場合に於て之に反する組合員と雇主との單獨契約條項は之を無効とす。
- 八、労働組合の役員又は組合員は労働爭議遂行の目的を以て監視、訪問、不買同盟、團體的示威又は文書の頒布若しくは貼付を爲したるの故を以て處罰せらるることなし。
- 九、労働組合の組合員たる未成年者又は有夫の女子は組合員としての行爲に關し法定代理人の同意又は夫の許可